

## 商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会 設置要綱

平成 30 年 4 月 19 日  
経 済 産 業 省  
財 務 省  
金 融 庁

## 1. 目的

- 株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）の危機対応業務における不正行為事案を受け、商工中金の在り方検討会が平成 30 年 1 月 11 日に取りまとめた提言において、商工中金の外部に独立性の高い第三者委員会を設置して強力なガバナンスを効かせることが盛り込まれた。
- このため、商工中金のビジネスモデルや危機対応業務の評価等を実施する「商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置する。

## 2. 機能

- 評価委員会の機能は以下の通りとする。
  - ・商工中金が策定するビジネスモデルに関する業務改善計画（行動規範（クレジットポリシー）やKPIを含む。）の内容への意見及びその後のビジネスモデル構築に関する進捗状況のモニタリング・評価
  - ・商工中金が業務改善計画に記載した行動規範に照らした運用が行われているか、金利面での競争など民業圧迫が発生していないか等の適時のチェック
  - ・商工中金の新たなビジネスモデルが確立されたかどうかの 4 年後の徹底検証について重要な役割を發揮
  - ・商工中金の危機対応業務に関する定期モニタリング
  - ・商工中金に危機対応業務を実施する責務が引き続き必要かどうか（危機発生時の民間金融機関とのパフォーマンス比較や危機時の政策的対応の状況）の検証について重要な役割を發揮

## 3. 委員

- 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員は、再任されることができる。
- 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 評価委員会の定足数は、評価委員会を構成する委員数の過半数とする。

## 4. 庶務

- 評価委員会の庶務をおこなうため、経済産業省、財務省、金融庁に事務局を置く。